

## 地理空間情報活用推進基本法の制定と今後の地理空間情報社会の進展に向けて

### 目的

本稿は、日本地理学会春期学術大会において開催されたシンポジウム「今後の地理空間情報社会の進展に向けての地理学の役割—地理空間情報活用推進基本法の制定を受けて—」を総括することを目的としている。

1. シンポジウムの概要と目的
2. 地理空間情報活用推進基本法とは
3. 基本法制定に合わせた動向
4. まとめにかえて

#### 1. シンポジウムの概要と目的

シンポジウム「今後の地理空間情報社会の進展に向けての地理学の役割—地理空間情報活用推進基本法の制定を受けて—」は、小荒井 衛（国土地理院）・碓井照子（奈良大）・村山祐司（筑波大）をオーガナイザーとして2008年3月30日に開催された。

地理空間情報活用推進基本法（以下、「基本法」という）の成立を受けて、地理空間情報の流通が今後大きく変化していくことが予想され、地理空間情報を扱って研究を進めている地理学の世界においても、この影響は計り知れない。GIS学会では新法の制定に関するシンポジウムを企画し、技術基準や基本計画の策定に向けて意見を提出するなど積極的に関与しているのに対し、地理学会においては基本法に関する関心が必ずしも高くないのが実情である（小荒井ほか 2008）。

この実情を鑑み、1）日本地理学会の会員に基本法の概要を周知すること、2）基本法が目指す高度地理空間情報社会の実現に向けて地理学が何に貢献できるかについて議論を始める契機となることを期待して、本シンポジウムは企画された。

シンポジウムは3部から構成された。基本的話題提供、コメント的話題提供、総合討論である。基本的話題提供では、基本法の制定に大きく貢献した学識経験者2名と国土地理院から話題提供があった。また基本法が影響を受けるであろう、人文地理学・社会科学、自然地理学、学校地理教育、地方自治行政、社会基盤工学、衛星画像・デジタル画像整備といった6分野の専門家から、基本法制定にともなう影響とその期待される効果について話題提供があった。

#### 2. 地理空間情報活用推進基本法とは

基本法（平成19年法律第63号）は、国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会を実現するため、地理空間情報の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている（地理空間情報活用推進基本法 2008）。目的達成のため、国

は基盤地図情報を原則としてインターネットを利用して無料提供を、測量計画機関（国、及び地方公共団体）は測量を行う際に既存の基盤地図情報を利用する努力を、民間企業は良質な地理空間情報を提供する努力をしなければならない。これらの努力によって、基本法の目指す高度地理空間情報社会が実現されると考えられている（小荒井ほか 2008）。成立までの経緯を表に示す。

基本法の基本理念として、1) 地理空間情報に関する施策の総合化・体系化、2) 地理情報システムと衛星測位との相乗効果の発揮、3) 衛星測位によるサービスの確保、4) 公共施設の管理、防災対策の推進等、5) 行政運営の効率化・高度化、6) 多様なサービスの提供、7) 多様な事業の創出と発展、環境との調和等、8) 民間事業者の技術提案・創意工夫の活用、9) 個人情報・知的財産、国の安全の確保への配慮を挙げている（大木 2008）。

表 基本法成立までの経緯

2004 年末	自民党のワーキンググループにより検討が開始
2005 年 9 月	関係省庁の局長級の会議として、測位・地理情報システム等推進会議を設置
2006 年 6 月	法案の国会提出
2007 年 3 月	測位・地理情報システム等推進会議において「GIS アクションプログラム 2010」が決定
2007 年 5 月 23 日	「地理空間情報活用推進基本法」が自民・公明・民主の 3 党共同提出により成立
2007 年 5 月 30 日	「地理空間情報活用推進基本法」（法律第 63 号）公布
2007 年 8 月 29 日	「地理空間情報活用推進基本法」（法律第 63 号）施行

### 3. 基本法制定に合わせた各界の動向

本章では、地理学全般に関連すると考えられる国土地理院、日本学術会議、工学と理学の連携、というそれぞれの立場における動向を以下に示す。

まず国土地理院としては、2007 年度から基盤地図情報の整備に取り組んでおり、2011 年度に概成することを目指している。基盤地図情報とは、基本法第 2 条第 3 項の規定に基づく「地理空間情報の位置を定めるための基準」となる地図情報で、地理情報システム (GIS) の共通白地図データとしても使用でき、2008 年 4 月 1 日から順次公開が始まった（基盤地図情報 2008）。また全国の市街化区域・市街化調整区域を対象とした整備事業を 2009 年度までの目標で行っており、今後順次提供していく（大木 2008）。

日本学術会議における地理学分野の位置づけとしては、第一部（人文社会科学系）、第二部（生命化学系）、第三部（理工学系）の三部構成となっている 20 期の日本学術会議にお

いて、地理学は、第一部と第三部にまたがるため、第一部では地域研究委員会、第三部では地球惑星科学委員会に所属することになった。その中で、基本法の制定に関連が深いのは、第一部では地域研究委員会に所属する地域情報分科会と、第三部では、地球人間圏分科会である。自然科学と人文社会科学に属する地理学の宿命ともいえるが、今回、基本法の制定を受け、地理空間に関するアカデミックな分野別委員会が必要とされる。余談となるが、本シンポジウムの前日に、地域情報分科会が「地域の知」の統合に向けて一地域情報データベースの利活用—というシンポジウムを開催した（浅見 2008）。ここでは、住民自身の財産としての地理空間情報をいかに保存・公開していくか、博物館や情報学、歴史研究といった多様な分野における地域情報データベースの整備・利用状況などを報告し、今後のデータ整備の方向性を議論した。こうした議論を足がかりとして、碓井（2008）が指摘するように基本法の制定を契機として、日本学術会議の中に、人文社会系と理科学系の融合した分野別委員会の設置が期待される。

地理空間情報社会では、「誰でもいつでもどこでも簡単に位置や場所がわかる」（柴崎 2008）。位置を精密に計測する技術の向上とそれを支援する基本法の制定によって、位置情報の高度利用が進んでいる。その一例として、移動体制御が挙げられ、無人走行車両の制御や移動体姿勢制御など、精密な位置情報が取得できるからこそ実現できた新たな産業分野が着目を集めている（TOPCON 2008）。衛星測位には、アメリカの運営する GPS（全世界測位システム）があり、カーナビから携帯電話まで幅広く利用されている。今後、欧州連合（EU）のガリレオ（Galileo）、ロシアのグロナス（GLONASS）、中国の北斗（Beidou）を 2010 年代の半ばを目標に開発・運営する動きがある。我が国も準天頂衛星という日本周辺での利用に特化した測位衛星の開発を進めている。測位衛星の数は現在 40 機をやや越えるくらいだが、将来的には 120 機前後になり衛星測位の利用可能な場所・時間帯が大きく拡大する。このように、社会インフラとして整備が進められる衛星測位情報と基盤地図情報の入手が容易になることによって、新たな産業やサービスが創出されるであろうことも基本法制定による波及効果と見られる。位置情報の取得技術やそれを利活用した産業技術を担う工学と、位置情報を手がかりに現象解明に取り組む理学の連携は、地理情報社会の深化が進むに連れてその関係を強めることだろう。

#### 4. まとめにかえて

本章では筆者の雑感をまとめるが、地理学者になりきれしていない若輩者の戯言として、寛大なお心でお読みいただきたい。

地理学者（とくに人文地理学の分野において）は、研究目的に即したデータを聞き取り調査やアンケートなどを通して収集する。これら研究者独自の質的データの他、農作物の出荷量や来客数・乗客数、企業間の取引金額など、ヒト・物・カネの流通量などを分析の対象とすることが多い。それらを基本法の制定に伴い整備される基盤地図情報と比較すると、特定の目的にのみ作用し、分析者以外にはそのデータの有用性を認識することが難しいと

いう側面を持っている。

つまり、新たな社会インフラとして整備される汎用性の高い基盤地図情報に対して、地理学者の関心が必ずしも高くないことは、至極当然のことなのかもしれない。ただ、「GIS Geographic Information Systems 地理情報システム」や「地理」空間情報活用推進基本法など、「地理」を冠するキーワードが政府をはじめ、産業界などでも広く議論されている昨今、地理学に対する関心を高める好機到来として、地理学者たちが認識していないように見受けられることは残念で仕方がない。基本法制定に伴う恩恵を最も享受しえる学術組織として、80年もの歴史を持ち(1925(大正14)年に設立)、3000人もの会員数を有する日本地理学会(2008)が今回のシンポジウムを契機として、「地理」学のより一層の発展と普及に尽力されることを、一地理学徒として切に願う。

#### 【謝辞】

本稿の Web 公開に当たり、ご校閲いただきました国土地理院の大木章一氏と小荒井衛氏に心より御礼申し上げます。

#### 【参考文献】

浅見泰司(2008)「地域の知」の統合に向けて。2008年日本地理学会春期学術大会予稿集：73, 28.

碓井照子(2008)地理空間情報活用推進基本法と地理学。2008年日本地理学会春期学術大会予稿集：73, 38.

大木章一(2008)地理空間情報活用推進基本法をうけての政府・国土地理院の取り組み。2008年日本地理学会春期学術大会予稿集：73, 40.

小荒井 衛・碓井照子・村山祐司(2008)シンポジウム「今後の地理空間情報社会の進展に向けての地理学の役割—地理空間情報活用推進基本法の制定を受けて—」の趣旨説明。2008年日本地理学会春期学術大会予稿集：73, 37.

柴崎亮介(2008)「地理空間情報活用推進基本法(NSDI法)」の登場と国土空間データ基盤の将来。2008年日本地理学会春期学術大会予稿集：73, 39.

基盤地図情報。 <http://www.gsi.go.jp/kiban/index.html> (最終閲覧日：2008年4月27日)

地理空間情報活用推進基本法。 <http://www.gsi.go.jp/kihonhou.html> (最終閲覧日：2008年4月27日)

TOPCON。 <http://www.topcon.co.jp/positioning/mobile/index.html> (最終閲覧日：2008年4月27日)

日本地理学会。 <http://www.ajg.or.jp/> (最終閲覧日：2008年4月30日)